

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

森林組合一斉調査は、森林組合及び生産森林組合の組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態を把握し、今後の諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

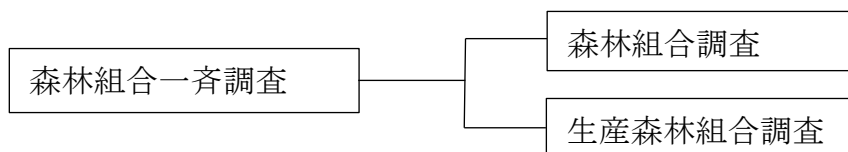
2 調査の根拠法令

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査の機構

調査は、林野庁から都道府県を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 森林組合調査

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 79 条の規定により設立の認可を受けた森林組合

（調査対象数：607、回答数：607、回答率 100.0%）

(2) 生産森林組合調査

森林組合法第 100 条第 3 項で準用する第 79 条の規定により設立の認可を受けた生産森林組合

（調査対象数：2,571、回答数：1,995、回答率 77.6%）

6 調査事項

(1) 森林組合調査

- ア 森林組合の組織、執行体制の現況
- イ 森林組合の財務状況
- ウ 森林組合の各種事業の実施状況
- エ その他必要な事項

(2) 生産森林組合調査

- ア 生産森林組合の設立動機
- イ 生産森林組合の組織の現況
- ウ 生産森林組合の財務状況
- エ 生産森林組合の各種事業の実施状況
- オ その他必要な事項

7 調査の時期

(1) 調査対象期間

事業に関する調査事項の調査対象期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31

日までの間に終了した事業年度であり、その他の調査事項は、令和5年3月31日現在によって調査を実施した。

(2) 調査実施時期

調査票の配布：6月

調査票の回収：9月

8 調査方法

本調査は、都道府県から調査対象に対して、郵送又は電子メールにより調査票を配布・回収する自計調査の方法で実施した。

9 集計方法

本調査の集計は、林野庁経営課において行った。

また、集計方法については、都道府県別の数値は、各都道府県の調査対象（森林組合及び生産森林組合）の調査結果を単純積み上げで算出し、全国計の数値は、都道府県ごとの計を積み上げて算出した。

10 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算定は行っていない。

11 用語の解説

森 林 組 合	森林組合法（昭和53年法律第36号）第79条の規定に基づき、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立される、森林所有者を正組合員とした協同組織をいう。
生 産 森 林 組 合	森林組合法第100条第3項で準用する第79条の規定に基づき、森林所有者である組合員が資本（森林）と労働と経営能力を提供して、森林経営の共同化を目的として、自ら森林を保有し、当該森林の経営を行う組織をいう。
国 有 林	国が所有する森林をいう。
民 有 林	国有林以外の森林のことで、個人が所有する私有林の他、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。
製 材 工 場	製材機械によって原木から製材品を木取りする又は木取りされた製材品を製造する工場をいう。
チ ッ プ 工 場	木材を細かな削りくずにする機械（チップパー）を使用し、パルプ、紙、繊維板等の原材料に用いる木材チップを製造する工場をいう。
集 成 材 工 場	ひき板、小角材などの部材を木目方向を平行にして、長さ、幅、厚さの方向に集成接着した材を作る工場をいう。

土 場	木材の輸送又は保管の必要から一時的、長期的に利用する木材の集積場所をいう。
貯 木 場	木材流通過程において森林から伐木造材された原木が市場に細分出荷される前に素材業者又は製材業者によって貯材される場所をいう。
分 収 林	土地を借りて造林又は育林し、利益を所有者（地主）と分けあうこと（分収）で造成された森林をいう。
G I S	地理情報システムをいう。
一 般 用 材	建築の構造的部分に使用される製材品となる丸太をいう。
パ ル プ 材	パルプ用原料となる丸太をいう。
間 伐	育林過程の林分で林間がうっ閉し、林木相互間で競争を開始した後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調整することにより種内競争を緩和し、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。抜き切りともいう。
製 材 品	製材木取りに基づいて規格に合った寸法に引き割った木材をいう。
フェラーバンチャ	立木を伐採し、切った木をそのままつかんで集材に便利な場所へ集積するという2工程を行う機械をいう。
ス キ ッ ダ	丸太を牽引集材する集材専用のトラクタをいう。足回りはクローラ式とホイール式があり、欧米では走行速度が速く、維持費が安いホイール式が普及している。
プ ロ セ ッ サ	林道や土場などで全木集材した材の枝払い、玉切りを専門に行う機械をいう。
ハ ー ベ ス タ	従来チェーンソーで行っていた伐採、枝払い、玉切りを集材しやすいように玉切りした材の集積を一貫して行う機械をいう。北欧では皆伐、間伐に活躍している。
フ ォ ワ ー ダ	玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の車両をいう。荷台に丸太を積み込むためのクレーンを装備している。
タ ワ ー ヤ ー ダ	手軽に架線集材ができる人工支柱を装備した移動可能な集材機をいう。急傾斜地での作業に向いている。
グラップルソー	土場に集積され、枝払いされた全幹材を玉切り、集積を専門に行う機械をいう。

切 捨 間 伐	間伐した材（間伐材）を搬出しないで林内にそのまま放置する方法をいう。
主として伐出事業	作業員が林内の木を伐採し、所定の寸法に裁断し、木材を搬出するまでの工程をいう。
主として造林事業	作業員が伐採された跡地に苗木を植え、下草刈り、枝打ち、間伐等までの工程をいう。
入 会 林 野	ある地域（村）の人が昔からのしきたり（慣行・慣習）等に従って、薪炭材、茅、まぐさ、草などを採取するために使われていた山林原野をいう（その原野から使用収益できる人の範囲などは、掟や規則等により千差万別であるが地域により決まっている）。
従 事 割 配 当	生産森林組合の組合員が事業に従事した割合に応じて配当された剰余金をいう。なお、森林組合には認められていない。
損 益 計 算 書	
事業収益	組合が行う事業に係る収益
事業費用	組合が行う事業に係る費用
事業総利益（損失）	事業総利益（損失）＝事業収益－事業費用
事業管理費	人件費等の組合運営に必要な固定費
事業利益（損失）	事業利益（損失）＝事業収益－事業費用－事業管理費
事業外収益	組合が行う事業以外に継続的に生じる収益
事業外費用	組合が行う事業以外に継続的に生じる費用
事業外利益（損失）	事業外利益（損失）＝事業外収益－事業外費用
経常利益（損失）	経常利益（損失）＝事業利益（損失）＋事業外利益（損失）
特別損益	特別損益＝特別利益－特別損失
税引前当期利益（損失）	税引前当期利益（損失）＝経常利益（損失）＋特別損益
当期剰余金（損失金）	当期剰余金（損失金）＝税引前当期利益（損失）－法人税・住民税及び事業税額

当期末処分剰余金（未処理損失金）	当期末処分剰余金（未処理損失金）＝当期剰余金（損失金）＋前期繰越剰余金（損失金）＋積立金取崩額
------------------	---

12 利用上の注意

(1) 統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位未満（例：0.4 千円→0 千円）

「－」：調査は行ったが事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない個所についても「x」表示としている。

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和4年度森林組合一斉調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 消費税の取扱いについて

本調査は、森林組合及び生産森林組合における事業報告等の決算値を記入することとしており、本調査結果には、税抜きと税込み金額が混在している。

なお、森林組合及び生産森林組合が作成する計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、事業報告等は、関係法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行に準拠することとされている。

(6) 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「森林・林業」の「森林組合一斉調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin_kumiai/#r

13 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班
電話：（代表）03-3502-8111 内線 3664
（直通）03-3502-8093

農林水産省 林野庁 経営課 組合組織班
電話：（代表）03-3502-8111 内線 6082
（直通）03-6744-2287

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>